研究共同実施契約書

《研究代表機関》（以下｢甲｣という。）と、《共同実施機関》（以下｢乙｣という。）及び《共同実施機関》（以下「丙」という。）は、甲が実施する研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）「《施策名》」（以下｢本事業｣という。）の研究開発プロジェクトの一部を乙及び丙が実施するにあたり、次のとおり合意し、研究共同実施契約（以下｢本契約｣という。）を締結する。

（契約項目）

甲は、乙及び丙を｢《大学等又は企業等》｣と認め、（又は乙を「《大学等又は企業等》」、丙を「《大学等又は企業等》」と認め）乙及び丙（以下乙及び丙を総称して「共同実施機関」という。）は、甲の監督の下で甲が独立行政法人環境再生保全機構（以下｢機構｣という。）から委託を受け実施する研究開発プロジェクトのうち次の研究を実施する。

1. 研究開発プロジェクト名：｢《研究開発プロジェクト名》｣
2. 研究開発責任者氏名・所属：《研究開発責任者氏名》《研究開発責任者所属》
3. 研究分担代表者及び共同研究者氏名・所属：研究計画書に記載のとおりとする。
4. 分担研究開発プロジェクト名：「《分担研究開発プロジェクト名》」（以下｢本研究｣という。）
5. 契約期間：《共同実施開始年月日》から《共同実施終了年月日》まで（本研究開発プロジェクトが中止された場合はその時まで）
6. 《共同実施初年度》年度における共同実施費：

《共同実施初年度》年度：　乙　《共同実施費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円）

丙　《共同実施費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円）

（※１）当事業年度における共同実施費の内訳は、別記１のとおりとする。

（※２）本研究に対し甲又は機構が行う評価等により、甲が増額又は減額を行う場合がある。

（※３）《共同実施２年度》以降の各事業年度における共同実施費及びその内訳（別記1）は、内閣府が各事業年度の予算の上限値を決定した後、甲乙協議の上、決定する。

1. 契約期間における研究目的及び内容：別記２のとおりとする。なお、本研究の遂行に当たっては、別途、甲が承認する研究計画書（甲の承認を得て変更されたものを含む。）に沿って進めるものとする。
2. 契約条項：別記３のとおりとする。

（効力）

本契約は契約締結日にかかわらず、《共同実施開始年月日》より効力を生じるものとする。ただし契約締結日より前に共同実施機関が執行した共同実施費を甲又は機構が承認しない場合には、共同実施機関において負担するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書３通を作成し、甲及び共同実施機関それぞれ記名押印の上、各自１通を保管する。

《契約締結日》

1. □□□□□□□□□□□□□□□

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇　〇〇　印

（乙） □□□□□□□□□□□□□□□

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇　〇〇　印

（丙） □□□□□□□□□□□□□□□

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇　〇〇　印

別記１

《共同実施初年度》年度における共同実施費の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 《共同実施初年度》年度（乙） | 《共同実施初年度》年度（丙） |
| 直接経費 | 費目 | 金額（円） | 金額（円） |
| 物品費 | 物品費予算 | 物品費予算 |
| 人件費・謝金 | 人件費・謝金予算 | 人件費・謝金予算 |
| 旅費 | 旅費予算 | 旅費予算 |
| その他 | その他予算 | その他予算 |
| 直接経費小計 | 《共同実施初年度（直接経費・予算）》 | 《共同実施初年度（直接経費・予算）》 |
| 間接経費（間接経費率　　％） | 《共同実施初年度（間接経費・予算）》 | 《共同実施初年度（間接経費・予算）》 |
| 総　　　　計 | 《共同実施初年度共同実施費（合計・予算）》 | 《共同実施初年度共同実施費（合計・予算）》 |

（※１）本研究の遂行上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、流用する費目ごとの流用額が本契約における甲及び共同実施機関の各年度の直接経費を総計した額の50％（この額が500万円に満たない場合は500万円）を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

（※２）消費税額及び地方消費税額を含む。

別記２

契約期間における研究目的及び内容：

《研究目的及び内容》

別記３

契　約　条　項

（定義）

第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. ｢本研究｣とは、本契約の下で甲が共同実施機関に委託する研究として共同実施機関が実施する研究全体をいう。
2. ｢本契約等｣とは、本研究を実施するために甲と共同実施機関との間で締結する全ての研究契約(本契約に基づき第三者と締結する契約を含む。）を総称していう。
3. ｢共同実施費｣とは、本研究を遂行するために本契約に基づいて甲から共同実施機関に支払われる費用であり、直接経費、間接経費の合計をいう。
4. ｢直接経費｣とは、本研究に直接的に要する経費をいう。
5. ｢間接経費｣とは、本研究の実施に伴う共同実施機関の管理等に必要な経費をいう。
6. ｢研究開発責任者｣とは、本研究を指導する者であって、甲に所属する研究者をいう。
7. ｢研究分担代表者｣とは、本研究を行う者であって、共同実施機関に所属する代表の研究者をいう。
8. ｢共同研究者｣とは、研究開発責任者及び研究分担代表者以外に本研究を共同して行う研究者をいう。
9. ｢研究者等｣とは、研究開発責任者、研究分担代表者、共同研究者及びその他本研究に関連する者を個別に又は総称していう。
10. ｢契約期間｣とは、本契約に基づき本研究を行う期間（本研究が中止された場合はその時までの期間）をいう。
11. ｢研究期間｣とは、研究計画書に記載する本研究に係る全ての期間（本研究が中止された場合はその時までの期間）をいう。
12. ｢事務処理説明書｣とは、甲が機構と締結する契約に基づいて実施する委託研究及び本研究の事務処理のために機構が定める委託研究契約事務処理説明書をいう。
13. ｢事業年度｣とは、各年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。
14. ｢研究計画書｣とは、本契約等を締結するに当たって共同実施機関が甲に提出し、甲が承認した本研究についての研究計画書（その後の変更を含む。）をいう。
15. ｢研究成果｣とは、本研究において得られた成果をいう。
16. ｢他の参画機関｣とは、所定の手続きにより本事業への参加が認められた研究機関であって、本契約の当事者以外の研究機関をいう。
17. ｢知的財産権｣とは、以下に掲げるものを総称していう。
18. 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下｢特許権｣という。）、同法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下｢実用新案権｣という。）、同法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下｢意匠権｣という。）、同法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下｢回路配置利用権｣という。）、同法に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権(以下｢育成者権｣という。）、同法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
19. 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（同法第21条から第28条に規定する全ての権利を含む）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下｢著作権｣と総称する。）
20. 前ア及びイに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び共同実施機関協議の上、特に指定するもの（以下｢ノウハウ｣という。）を使用する権利
21. ｢発明等｣とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、種苗法第2条第2項に規定する品種及び育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。
22. ｢実施｣（ただし、第9条第1項、第11条第5号、第6号、第7号及び第8号並びに第12条第7項において使用されるものに限る。）とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウを使用する行為をいう。
23. ｢専用実施権等｣とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。
24. ｢大学等｣とは、以下に掲げる研究機関をいう。
25. 国及び地方公共団体の試験研究機関
26. 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関（高等学校は含まない。）
27. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人
28. 公益法人等の公的性格を有する機関であって、機構が認めるもの
29. ｢企業等｣とは、｢大学等｣以外の研究機関をいう。
30. ｢ガイドライン等｣とは、｢研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）｣（平成19年3月30日環境省総合環境政策局長決定）、｢競争的研究費の適正な執行に関する指針｣（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）等の研究活動における不正行為及び公的研究費の管理・監査等に関して環境省又は競争的研究費に関する関係府省が策定し、契約時に有効とされるガイドライン、指針等を総称していう。
31. ｢機構の不正行為等対応規程｣とは、機構が定める｢研究活動における不正行為等への対応に関する規程｣（平成28年9月30日第33号、独立行政法人環境再生保全機構）をいう。
32. ｢法令等｣とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称していう。
33. ｢研究実績報告書｣とは、共同実施機関が毎事業年度の共同実施費（間接経費を除く。）の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。
34. ｢不正行為等｣とは、以下に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。
35. ｢不正行為｣とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下｢論文等｣という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の定義は｢機構の不正行為等対応規程｣に定めるところによる。
36. ｢不正使用｣とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。
37. ｢不正受給｣とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的研究費等を受給することをいう。
	* 1. ｢競争的研究費等｣とは、以下に掲げる経費をいう。
38. 内閣府において｢大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（競争的資金として整理されていたものを含む。）｣として競争的研究費と分類される研究資金
39. 前ア以外で、国の行政機関及び資金配分機関が所掌し、かつ、その原資の全部又は一部を国費とする経費（運営費交付金を含むがこれに限られない。)

（善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守）

第2条 共同実施機関は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、研究計画書、機構が定める事務処理説明書、本研究に係る公募要領及び本事業又は本研究の遂行に関して機構が示す通知等の文書の定めを遵守して、本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。

1. 共同実施機関は、本研究を実施する上で、共同実施費の原資が公的資金であることを十分認識し、ガイドライン等、機構の不正行為等対応規程その他関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等に遵守せしめるものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。
2. 共同実施機関は、共同実施機関の責任において、ガイドライン等及び機構の不正行為等対応規程に基づき、研究者等について倫理規程や行動規範の策定、コンプライアンス教育の実施等の普及・啓発等、不正行為等の発生防止のための体制整備の措置を講じなければならない。
3. 共同実施機関は、前3項による共同実施機関の体制の整備及びガイドライン等の遵守等の状況について、機構が報告若しくは資料の提出を求め、又は機構が調査をすることを承諾するものとする。また、共同実施機関は、ガイドライン等及び機構の不正行為等対応規程に従って、機構が、甲から共同実施機関に対して配分する共同実施費に係る間接経費の削減、共同実施費の配分停止等必要な措置等を甲に指示することができるものとし、甲及び共同実施機関は機構の指示及び措置等に従うものとする。

（共同実施費の支払い）

第3条 共同実施機関は、契約項目及び研究計画書の記載に従い、甲の指示するところにより、甲が別途指定する様式にて請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は、直接経費、間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が共同実施機関に支払う直接経費に契約項目及び研究計画書に記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。

1. 甲は、当該請求書が前項の定めに従ったものである限りにおいて、これが甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求書に記載された共同実施費の請求額を共同実施機関に支払うものとする。

（帳簿等の整理）

第4条 共同実施機関は、本研究に要した直接経費を明らかにするため、本研究に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間が経過するまで保管するものとする。

1. 甲及び機構は、前項の帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を閲覧することができるものとし、共同実施機関は、甲又は機構からかかる閲覧の求めがあった場合、これに応じなければならない。

（研究計画及び契約の変更）

第5条 共同実施機関は、研究計画書に記載された内容のうち、次の各号のいずれかに該当する変更を行うときは、事前に甲の承認を得なければならない。

1. 契約項目別記１に定める制限を超えて費目間流用を行う時
2. 前号のほか、研究目的に関係する変更等、甲が重要な変更と認めた研究計画書の変更
3. 共同実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の承認を得て変更契約を締結しなければならない。

(1) 研究共同実施契約｢契約項目｣の変更（研究開発プロジェクトの評価等の結果を受けて変更する場合を含む。）

(2) 債権債務の一部を譲渡することによる共同実施機関の変更

1. 甲は、次の各号のいずれかに該当し、甲において必要があると判断した場合は、共同実施機関の合意を得たうえで共同実施機関との間で変更契約を締結することができる。
	1. 本研究の実施の中途において、契約金額、委託期間又は研究計画書に定められた委託研究の目的の変更を行う必要が生じたとき。
	2. 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

（取得物品の帰属）

第6条 共同実施機関が、契約項目において大学等と認められた場合、本研究のために共同実施機関が直接経費により取得又は製造した物品等（以下｢取得物品｣という。）の所有権は、共同実施機関に帰属するものとする。

1. 共同実施機関が、契約項目において企業等と認められた場合、次の各号の規定に従うものとする。
2. 取得物品のうち、取得価格が50万円以上（消費税を除く。）かつ耐用年数が1年以上のものの所有権は、機構に帰属するものとする。共同実施機関は、当該取得物品を研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、機構の負担とする。
3. 前号の取得物品以外の取得物品の所有権は、共同実施機関に帰属するものとする。
4. 共同実施機関は、機構の職員又は機構の指定する者により共同実施機関の施設に立ち入り、機構所有の取得物品を検査することを承諾し、機構からかかる検査の求めがあった場合、これに応じなければならない。

（研究分担代表者の移籍に伴う取得物品の取扱い）

第7条 共同実施機関が、契約項目において大学等と認められた場合、次の各号の規定に従うものとする。

1. 共同実施機関は次のア又はイに該当する場合は、研究分担代表者の移籍先となる研究機関に対して取得物品を無償で譲渡するものとする。ただし、移籍後も本研究開発プロジェクトの実施に支障のないよう必要な措置を講ずることができる場合で、かつ、研究分担代表者の同意がある場合はこの限りではない。
2. 第18条第1項第1号の研究分担代表者の移籍により本研究が中止され、研究分担代表者が本研究と同研究開発プロジェクトの研究を移籍先である他の研究機関において実施することを予定している場合
3. 本研究の終了後に研究分担代表者が他の研究機関へ移籍する場合で、研究分担代表者が本研究と同研究開発プロジェクトの研究を当該他の研究機関において実施することを予定している場合
4. 前号アの場合であって、取得物品を当該移籍先研究機関に無償譲渡することが困難な特別の事情があり、かつ、共同実施機関と機構の間で合意をした場合には、前号の規定にかかわらず、共同実施機関は機構の指示に従い、取得物品を機構に無償で譲渡するものとし、共同実施機関は当該取得物品の移設及び工事について協力するものとする。
5. 共同実施機関が契約項目において企業等と認められた場合、前条第2項第2号に基づき共同実施機関に帰属する取得物品に係る研究分担代表者が移籍する場合の取扱いについて、本条第1項第1号を準用する。

（研究期間終了後の物品等の取扱い）

第8条 共同実施機関が、契約項目において企業等と認められた場合、機構は共同実施機関が使用する機構所有の取得物品について、研究期間終了後遅滞なく有償で共同実施機関に貸し渡し、共同実施機関はこれを借り受け、本研究の発展のために使用するものとし、当該取得物品の耐用年数経過後機構は有償で共同実施機関に譲渡し、共同実施機関はこれを譲り受けるものとする。ただし、機構が当該取得物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。

1. 前項にかかわらず、共同実施機関が取得物品の買受を希望し、機構がこれを承諾したときは、共同実施機関は耐用年数経過前に当該取得物品を買い受けることができる。

（知的財産権の帰属）

第9条 本契約に基づく共同実施機関による本研究成果に係る知的財産権は機構に帰属するものとするが、次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、機構に承継しないことができるものとする。ただし、共同実施機関が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合は、この限りではない。

1. 共同実施機関は、本研究成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第11条に基づいてその旨を機構に報告しなければならない。
2. 共同実施機関は、機構が産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第3項に定める国の要請に基づき、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を機構に許諾する。
3. 共同実施機関は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、機構が産業技術力強化法第17条第3項に定める国の要請に基づき、当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を機構の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、機構及び共同実施機関との間で協議の上決定するものとする。ただし、機構及び共同実施機関は、許諾の対価については、同法第16条の2の趣旨を尊重するものとする。
4. 共同実施機関は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め機構の承認を受けなければならない。合併又は分割により移転する場合及び次のアからウのいずれかに該当する場合（以下｢当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合｣という。）はこの限りではない。
5. 共同実施機関が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
6. 共同実施機関が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）に規定する承認事業者若しくは認定事業者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
7. 共同実施機関が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
8. 前号の知的財産権の移転等の後であっても、機構は当該知的財産権にかかる再実施権付実施権を保有可能とする。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めない。
9. 共同実施機関が第1項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと機構が認めるとき又は共同実施機関が第19条第1項、第23条若しくは第24条に定める解除事由に該当した場合で機構から請求を受けたときは、当該知的財産権を無償で機構に譲り渡さなければならない。
10. 共同実施機関は、共同実施機関の発明者が行った発明等が本研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその共同実施機関の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が共同実施機関に帰属するよう、予めその共同実施機関の発明者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならない。
11. 共同実施機関は、特段の事情により本研究を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる共同実施機関の発明者に対して、第1項各号の規定を遵守させるための措置を講じなければならない。

（知的財産権の譲渡）

第10条 機構は、前条第1項ただし書きに基づき機構に帰属することとなった知的財産権について、出願後に共同実施機関から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、共同実施機関が前条第1項各号に定める遵守事項をいずれも遵守することを条件に、当該知的財産権に対して機構が有する持分を適正な対価をもって共同実施機関に譲渡することができる。

（知的財産権に関する報告・通知等）

第11条 共同実施機関は、第9条又は第10条の規定に基づき共同実施機関に帰属することとなった知的財産権に関して、機構及び甲が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。

1. 共同実施機関は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究開発成果の公表前に、機構に対し、機構が別途定める様式による発明等報告書により速やかに報告するものとする。
2. 共同実施機関は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に機構が別途定める様式により機構に通知するものとする。この際、共同実施機関は、本研究成果の内容が記載された出願又は申請書類（特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本）の複製を機構に提出するものとする。
3. 共同実施機関は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を受けた日等から60日以内に、機構が別途定める様式により、機構に通知するものとする。
4. 共同実施機関は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、機構に対し、機構が別途定める様式を機構に提出し、予め機構の承諾を得るものとする。
5. 共同実施機関は、第三者に対し、専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、機構に対し、機構が別途定める様式を提出し、予め機構の承諾を得るものとする。
6. 共同実施機関は、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾（以下｢知的財産権の移転等｣という。）を行った場合は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に機構が別途定める様式により、機構に対しそれぞれ通知するものとする。
7. 共同実施機関は、知的財産権を自ら実施及び第三者に実施の許諾をしたときは、その日から60日以内に機構が別途定める様式により、機構に通知するものとする。
8. 共同実施機関は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾、実施の許諾を行う場合、当該第三者をして本条及び第9条第1項各号に定める遵守事項を遵守させるものとする。
9. 共同実施機関は、本研究成果に係る知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う1ヶ月以上前に、機構が別途定める様式により、機構に通知するものとする。

（知的財産権に関わるその他事項）

第12条 共同実施機関、甲及び機構は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係る一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。

1. 共同実施機関、甲及び機構が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、当事者協議の上、共同出願契約を締結しなければならない。
2. 共同実施機関は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本研究の成果に関し、機構に納入された著作物にかかわる著作権等について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。
3. 共同実施機関は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構又は機構が指定する第三者による本研究の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を共同実施機関自身の責任において行うものとする。
4. 共同実施機関、甲及び機構は、第1条第1項第17号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
5. 前項の秘匿すべき期間及び指定の方法は、甲、共同実施機関及び機構協議のうえ、決定するものとする。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、共同実施機関及び機構協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。
6. 共同実施機関は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。
7. 共同実施機関は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（ＰＣＴ国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】
｢《事業開始年度》、独立行政法人環境再生保全機構、研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）「《施策名》｣委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願｣
8. 共同実施機関は、本知的財産権について、他の参画機関が本事業で行う研究開発の実施又は本事業で想定する事業化を目的として通常実施権の許諾を希望した場合には、原則として、当該研究開発の実施又は当該事業化に必要な通常実施権を許諾するものとする。その際の条件は、共同実施機関が自ら行う事業化に必要な実施許諾を除いた第三者への実施許諾の条件よりも、同等又はそれよりも有利な条件で行うことができるものとする。
9. 共同実施機関は、本研究開始前に共同実施機関が有していた知的財産権について、他の参画機関が本研究開発プロジェクトで行う研究の実施又は本研究プロジェクトで想定する事業化を目的として通常実施権の許諾を希望した場合には、本研究開発の実施又は当該事業化に必要な通常実施権を許諾するものとする。
10. 共同実施機関は、本知的財産権、及び本研究開始前に共同実施機関が有していた知的財産権を、機構と本事業につき委託研究契約を締結した他の機関に実施許諾をすることが、本事業における研究計画の遂行において必要と機構が判断した場合には、機構が指定する機関への実施許諾に協力をするものとする。
11. 前三項における通常実施権の実施料等に関する交渉は当事者間で行うことを原則とするが、当該条件などについて知的財産権を保有する者の対応が本事業の推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む。）に支障を及ぼす恐れがある場合は、機構において調整し、合理的な解決策を得るものとする。

（秘密保持）

第13条 甲及び共同実施機関は、本研究の実施において相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報（以下｢秘密情報｣という。）について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。

1. 甲及び共同実施機関は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
2. 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前二項の規定は適用しない。
	1. 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
	2. 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
	3. 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
	4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
	5. 相手方から開示された情報とは無関係に独自に取得したことを証明できる情報
	6. 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
	7. 事前に相手方の同意を得た情報
3. 甲及び共同実施機関は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。
4. 甲及び共同実施機関は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本研究の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容の秘密保持義務を負わせるものとする。
5. 本条は研究期間中及び研究期間終了後5年間存続するものとする。

（研究成果の公表）

第14条 共同実施機関、甲及び機構は、前条に反しない限り、研究成果（ノウハウを除く。）を外部に公表するものとする。

1. 共同実施機関、甲及び機構は、いずれかが研究成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。
2. 第1項の規定にかかわらず、共同実施機関、甲又は機構による研究成果の外部への公表が、共同実施機関、甲又は機構による知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合は、三者が協議してその対応を決定するものとする。
3. 共同実施機関は、研究成果を外部に公表する場合、当該成果が研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）「《施策名》」の結果得られたものであることを明示しなければならない。

（研究成果の報告等）

第15条 共同実施機関は、事務処理説明書及び甲の指示に従い、研究分担代表者をして、甲に対して研究成果の内容を報告させるものとする。

1. 共同実施機関は、機構が研究成果について、追跡調査、成果展開調査、知的財産権の利用状況調査等を行う場合には、機構による当該調査等に必要な協力を行うものとする。
2. 共同実施機関は、秘匿すべき研究成果について、第三者への不正な流出を防止するための必要な措置をとるものとする。
3. 共同実施機関は、第三者への研究成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

（研究実績報告書及び精算）

第16条 共同実施機関は、契約期間中において、毎事業年度終了後、翌事業年度の甲の指定する期日までに、研究実績報告書、及び事務処理説明書等で指定する本研究における共同実施費の執行に関する関係書類（以下｢研究実績報告書等｣という。）を甲に提出しなければならない。ただし、本契約の終了日が3月末日以外となる場合の当該事業年度に係る研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後61日以内で甲が別途指定する日とする。

1. 甲は、前項の研究実績報告書等を調査した結果、研究計画書と適合し、かつ共同実施費の支出状況が適切であると認めたときは、当事業年度における共同実施費の上限額と本研究の実施に要した経費の額のうち適切と認めた額とのいずれか低い金額を、甲が当事業年度において支払うべき共同実施費の額として確定し、精算する。
2. 共同実施機関は、既に支払いを受けた共同実施費が前項で確定した共同実施費の額を超過する場合は、その超過金額を甲の請求に基づき甲が定める期限までに返還しなければならない。
3. 共同実施機関は、前項の超過金額を前項の期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納金額につき民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に定める利率で計算した額とする。
4. 共同実施機関は、契約項目に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、機構が別途定める書面を甲が指定する期日までに提出し、機構により承認された場合に限り、当該事業年度における共同実施費の未使用額を甲に返還することなく繰越して、翌事業年度の共同実施費と合わせて使用することができる。

（機構又は甲による検査）

第17条 甲は、前条に規定する研究実績報告書等を受理したときは、当該研究実績報告書等の内容について速やかに書面調査を行うものとする。

1. 共同実施機関は、前項のほか、機構又は甲による次の各号に掲げる検査を行うことを承諾するものとする。
	1. 本研究の実施に要した経費の支出状況についての契約期間中の検査
	2. その他機構又は甲が必要と認めた検査
2. 共同実施機関は、機構又は甲が前項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことを承諾する。この場合、機構又は甲は必要に応じ共同実施機関に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。
	1. 研究実績報告書に記載されている研究の内容と支出した経費との整合性
	2. 研究計画書と研究実績報告書の内容の整合性
3. 第4条に掲げる帳簿、書類
4. その他機構が委託事業に関して必要と認める事項
5. 共同実施機関は、機構又は甲が第2項の検査を共同実施機関の工場、研究施設その他の事業所において行うことを承諾し、機構又は甲による当該検査に協力するものとする。
6. 機構又は甲が第2項第2号の検査を行うことができる期間は、研究期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

（研究及び共同実施費の中止又は使用の停止）

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本研究の中止又は一時停止及び共同実施費の使用の中止又は一時停止を指示することができるものとし、共同実施機関はこれに従うものとする。また、共同実施機関は次の第1号から第3号のいずれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

1. 研究分担代表者の移籍、長期療養、死亡、その他研究運営上の重大な問題が発生又は本研究に対し機構が行う研究評価により、本研究を継続することが適切でない場合
2. 研究成果を出すことが困難と共同実施機関が合理的に判断した場合
3. 天災その他本研究を継続しがたいやむを得ない事由がある場合
4. 次条第1項又は第24条及び第25条に定める本契約の解除事由が発生した場合
5. 前項に基づき甲が本研究の中止を指示した場合、本研究はその時点で終了する。なお、第9条第1項にかかわらず、本知的財産権の無償譲渡、譲渡先及び再実施権付実施権等につき甲は共同実施機関と協議できるものとする。
6. 前項に基づき本研究が終了した場合、本契約は同時点で自動的に終了するものとし、甲は、本契約に基づく共同実施機関に対する未履行の共同実施費の支払いを免れる。共同実施機関は、第16条第1項に定める期限を待たずに、甲の指示に従い、第16条に定める研究実績報告書等を甲に提出し、甲との間で共同実施費の精算を行う。
7. 甲は、第1項の規定により共同実施機関に対し研究の一時停止の指示をした場合であって、共同実施機関に支払済みの共同実施費を精算する必要があるときは、第16条第1項に定める期限を待たずに、共同実施機関に対し第16条に定める研究実績報告書等の作成を指示し、共同実施費の精算を行わせることができ、共同実施機関はこれに従わなければならない。
8. 第1項及び第3項に基づき共同実施機関が甲から研究及び共同実施費の中止又は使用の一時停止を指示されたことにより共同実施機関に損害が生じても、甲は共同実施機関に対し何ら責任を負うものではない。

（契約の解除）

第19条 共同実施機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

1. 共同実施機関が本契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
2. 共同実施機関に本契約の重大な違反があったとき又は本契約等の重大な違反があった事実が明らかとなったとき。
3. 研究者等が本研究において不正行為等を行ったことが甲又は機構により認定されたとき。
4. 共同実施機関又は研究者等について、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針及び法令等に対して重大な違反があったとき。
5. 共同実施機関について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合
6. 共同実施機関が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合
7. 共同実施機関が差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合
8. 前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、前項による本契約の解除の有無にかかわらず、甲は、本契約に基づき共同実施機関に支払った共同実施費の全部又は一部の返還を請求できるものとし、共同実施機関は、甲の定める期限までにこれを納付しなければならない。この場合において、甲は共同実施機関に対して、前項各号に定める事由の発生により甲に生じた損害（弁護士費用その他の実費を含むがこれに限定されない。）の賠償を請求することができる。
9. 共同実施機関は、前項の規定により共同実施費を返還するときは、返還に係る共同実施費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を甲に支払うものとする。この場合において、加算金は、当該共同実施費の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に定める利率で計算した額とする。
10. 共同実施機関は、第2項の期限までに共同実施費を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に定める利率で計算した額とする。
11. 第2項ないし第4項の規定は、本契約等終了後において第１項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合においても適応があるものとする。

（不正行為等に係る研究者等の取扱い）

第20条 共同実施機関は、本研究の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等をしてこれを予め了解させるものとする。

1. 機構は、機構の不正行為等対応規程に従い、本研究において不正行為等を行った研究者等に対して、同規程に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとすること。
2. 機構は、競争的研究費等において、不正行為等の認定に基づき申請・参加制限等を受けた研究者等について、機構の不正行為等対応規程に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとすること。

（不正行為等に対する措置等）

第21条 共同実施機関は、機構が本研究において共同実施機関による不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、機構の不正行為等対応規程及び機構の指示に従って調査するものとし、共同実施機関はその調査結果を文書で機構及び甲に報告しなければならない。また、共同実施機関は機構が必要に応じて自ら調査することを承諾し、機構による調査に協力する。共同実施機関は、本研究において不正行為等についてのガイドライン等に基づく予備調査を開始した場合、速やかに機構及び甲に報告するものとする。

1. 共同実施機関は自らの調査により、本研究以外の競争的研究費等による研究（終了分を含む。）において共同実施機関の研究者等につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び共同実施機関以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに機構及び甲に報告するものとする。
2. 共同実施機関は、本研究において共同実施機関による不正行為等が行われた疑いがあると機構が認める場合、又は、前項により本研究以外の競争的研究費等による研究において共同実施機関の研究者等による不正行為等についての本調査が開始された場合、機構が共同実施機関に対し、機構が必要と認める間、共同実施費の使用の一時停止を指示することを承諾し、これに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、機構に対し、共同実施費の使用停止に基づく損害賠償を請求しない。
3. 共同実施機関は、第1項ないし第3項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本契約に定める措置のほか、ガイドライン等、機構の不正行為等対応規程及び関係する法令等に従い、機構による措置を受けるものとする。

（共同実施機関の責任及び事故報告義務）

第22条 共同実施機関は、本研究を共同実施機関の責任において実施するものとし、本研究の遂行過程で共同実施機関、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、共同実施機関はその費用と責任においてこれを解決するものとし、甲及び機構に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、甲又は機構の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

1. 共同実施機関は、前項の場合、速やかにその具体的内容を甲に対し書面により報告しなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第23条 甲は、共同実施機関が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

1. 共同実施機関又はその役員等（理事等共同実施機関の経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき又はあったとき
2. 共同実施機関の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
3. 共同実施機関の役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
4. 共同実施機関の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
5. 共同実施機関の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第24条 甲は、共同実施機関が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4. 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第25条 共同実施機関は、第24条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（違約金等）

第26条 共同実施機関は、甲が、第23条及び第24条により本契約を解除した場合は、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の定める期限までに支払わなければならない。

1. 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について共同実施機関に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
2. 甲は、第23条及び第24条により本契約を解除した場合は、これにより共同実施機関に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
3. 第19条第2項の規定は、第23条及び第24条により甲が本契約を解除した場合について準用する。

（不当介入に関する通報・報告）

第27条 共同実施機関は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第28条 共同実施機関は、本研究に関して個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の定義するところによる。以下同じ。）を取得した場合、善良な管理者の注意をもって当該個人情報を取り扱わなければならない。

1. 共同実施機関は、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2. 甲は、必要があると認めるときは、共同実施機関の事務所及びその他の共同実施機関の業務実施場所等において、個人情報の管理状況等について調査し、共同実施機関に対して必要な指示をすることができる。

（債権債務の譲渡等の禁止）

第29条 共同実施機関は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。

（存続条項）

第30条 第2条、第4条、第6条第2項第1号及び第3号、第8条から第17条まで、第21条、第22条、第25条並びに第28条から第32条の規定は、本契約終了後も期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。

（管轄）

第31条 この契約に関する紛争は、訴額に応じて甲の所在地の管轄地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第32条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、両当事者誠実に協議の上解決するものとする。